

基調報告

皆様方を初め実行委員会の力強いご支援により第26回集会が第4回東京中野区での集会以来22年ぶりに東京で開かれるに当たり基調報告をさせていただきます。

いま、わたしたち聴覚障害児・者を取り巻く環境は大きく変わりました。その特徴的なことを3点申し上げます。

先ず第1点は、手話を取り巻く環境が大きく変わろうとしていることです。この集会より23年前1991年に東京で開かれた世界ろう者会議では決議第1項に「子どもの言語発達にとって生後3年間は最も大事な時期である。したがって就学前の子どもには手話を使う環境で成長する機会を与え、親には手話の使用についてカウンセリングサービスを提供しなければならない」と決議しました。

それから23年、本年1月に日本政府は障害者権利条約を批准しました。「手話は言語」である環境の整備が急速に進んでいます。鳥取県では昨年10月に手話言語条例が制定されました。「県及び市町村は、聾学校及び難聴学級にお

いて、ろう児が手話を学び、また、手話で学ぶことができるよう、ろう児、その保護者及び家族に手話に関する情報の提供などの支援を行うと共に、教職員の手話技術の向上を図るなど必要環境の整備に努める」「県は、学校教育において児童及び生徒がろう及び手話に対する理解を深めるよう学習手引き書の作成など必要な環境整備に努める」と手話教育について県の責務を明確に定めています。また、北海道石狩市や新得町、三重県松阪市、佐賀県嬉野市で手話条例が制定され、そして、現在 600 以上の都道府県区市町村で手話言語法制定意見書が採択され、手話を求める声が全国に広まっています。

第 2 点は医学が進歩し、生まれてすぐに聴覚障害が発見され、不安に揺れる親への相談や支援が重点課題になっています。明日午後のパネルディスカッションで医師や専門家としっかり手をつなぐことの大切さを学んでいただけ ると思います。いま、子ども達も親も手話の大切さに気付いています。各地で子ども向けや親向けの手話教室も広がっています。親への相談支援の場の

提供や、親に手話やろう学校の情報を伝えるシステムづくりは差し迫った課題です。

第3点は私たち全国協議会の取り組みが社会的に共感や注目を得ています。内閣府の障害者政策委員会や厚生労働省の社会保障審議会に私たちろう教育を考える全国協議会の小中理事長が出席し、一人一人の子どもの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う教育を求めていることや、早期教育の充実、就学相談に関わる体制の整備や専門家の配置、一貫した支援体制、教職員の専門性の確保など、今後の聾教育の在り方を示す重要な意見を述べました。

私たちは「分かることば、分かる授業、仲間との自由な会話」が子ども達の豊かな成長に欠かせないと考えています。そのため、「学校の手話」の本を発行しました。全国から注文が殺到し「こんな本が欲しかった」との声が寄せられています。まさに全国協議会がろう教育を発展させる役割を果たしていることを自覚し仲間の輪を広げていきたいと思います。毎年加盟団体が増えています。未加入の団体も是非全国協議会に加入をお願いしまして基調報告とさせていただき

ます。